

## 佐賀県告示第 12 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和 7 年 1 月 14 日から令和 7 年 2 月 13 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 広滝大和富 士線	_____	後	_____	_____
	佐賀市富士町大字小副川字下 ノ原 809 番 4 地先から 佐賀市富士町大字小副川字永 淵 1406 番 2 地先まで	前	21.0～ 3.2	286.1
県道 松尾湯の原 線	_____	後	_____	_____
	佐賀市富士町大字小副川字下 ノ原 851 番 1 地先から 佐賀市富士町大字小副川字下 ノ原 809 番 4 地先まで	前	13.3～ 4.8	314.3